民間公益活動のさらなる発展を目指す！

　　　　　　　　　― 公益法人制度移行期間満了を迎えて ―

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人「公益法人協会」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　太田　達男

とうとう５年間の移行期間が終了しました。

旧制度の公益法人にとっては激動の時代であり、膨大な資源をかけて、それぞれの前途を選択した５年間でした。一つの法人類型が存続に向けて、これだけのエネルギーを消耗しなければならなかった法人制度の変更は、かって、例を見なかったもので、後々我が国の法人史に語り継がれるものと思います。１３年間、民間の立場から改革の現場で取り組んできた私としても、感無量のものがあります。

「公益とは何か」「事業の在り方は」「しっかりしたガバナンスとは」「健全な財務構造は」、そして「透明性と説明責任とは」など、公益法人に求められるこのような経営の基本理念を、それぞれの法人がそれぞれに真摯に考えた５年であったと思います。

その意味で、私は２万４，０００の公益法人のこの経験は前向きにとらえたいと思います。新制度の公益法人・一般法人に対する行政庁の監督は、法令上の基準の遵守や公益目的支出計画の履行を確保するために必要最小限度の範囲にとどめられることとなっており、基本は法人自治と自己責任による経営が根底に据えられています。

この法人制度の改革と、それぞれの法人の個別の改革を経験された１００万人を超す方々に、そのご苦労に心より敬意を表すると共に、「初心忘るべからず」の精神で社会に一層貢献されることを強く期待したいところです。

また、新制度により、新たに３万近くもの一般社団・財団法人が誕生し、その中には公益認定を取得した法人も、まだ３００足らずではありますが少しずつ増えてきています。

これらの新しい一般法人・公益法人は、旧制度では法人化がほぼ困難であった小規模な地域の組織が大半ですが、これからもどんどん増えることが期待されます。非営利セクターの厚みと質が向上するものとして大いに歓迎されるべきものです。

しかし、行政庁の一部には残念ながらいまだに旧主務官庁意識から脱却できず、裁量行政の残滓が残る面も否定できません。他方、公益法人や移行一般法人側にも、依然行政庁に経営判断を仰ぐことが無難と考える慣習も残っているように見受けられます。民間非営利法人にとって最も優れた特性である「柔軟で機敏な先見的な事業展開」を委縮させてしまうことを懸念します。

公益法人制度改革はこれで終わったのではなく、むしろこれから新しいスタートを切ったものと言えましょう。特定非営利活動法人制度も昨年４月大改正があり、地方行政庁にすべての認証・認定権限が委譲され、認定取得も容易になりました。市民が様々な民間公益活動を実施できる法人格として、今後、公益法人、認定特定非営利活動法人、一般法人、特定非営利活動法人の４類型が当分併存していくこととなりますが、良い意味での制度間競争により、より大きな「公益」が社会にもたらされることとなるでしょう。

私ども公益法人協会は今後とも、公益法人制度と一般法人制度の基本理念を追求し、

残された制度的問題点と課題の解決に向けて従来同様の努力を傾注します。また真に自律した経営基盤を構築されるために必要な支援を今後とも続けていきたいと考えています。